

令和5年8月30日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	17番	栗原	吉平
6番	久間	寿紀	18番	三角	真弓
7番	原田	英雄	19番	森	茂生
8番	小山	和也	20番	栗山	徹雄
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

16番 中島 信二

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之				
副	市	長	松崎賢明				
副	市	長	松尾一秋				
教	育	長	橋本吉史				
総	務	部	長	原	亮一		
企	画	部	長	馬	場浩義		
市	民	部	長	牛	島憲治		
健	康	福	祉	部	長	坂	田智子
建	設	経	済	部	長	若	杉信嘉
教	育	部	長	平	武文		
総	務	課	長	秋	山勲		
財	政	課	長	田	中和己		
監	査	事	務	局	長	古	賀好子
監	査	委	員	木	下徳臣		

議事日程第1号

令和5年8月30日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明

午前10時 開会

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。クールビズの取組により、上着、ネクタイの着脱につきましては、議員並びに執行部とも御自由にお願いいたします。特に、本日は空調設備が故障しておりますので、上着の着脱につきましてはよろしくお願いいたします。

マスクの着用につきましては、個人の判断を基本といたしますので、個々の判断を尊重していただきますようお願いいたします。また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承をお願いします。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書、一般質問表及び決算審査特別委員会資料をタブレットに配信しております。

また、報告第14号及び認定第1号から認定第3号までの審査結果報告のため、代表監査委員の出席を求めています。

なお、16番中島信二議員から欠席届を受理いたしております。また、20番栗山徹雄議員から帽子の着用申出があり、これを許可しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和5年第4回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承をお願いします。

日程第1 会期の決定

○議長（橋本正敏君）

日程第1．会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、議運の委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和5年第4回八女市議会定例会の運営について、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

まず、会期であります。本日8月30日から9月21日までの23日間といたします。日程についてですが、本日開会をいたしまして、一般質問を9月4日、5日、6日、7日、議案審議を7日の一般質問終了後と8日、予算・決算全体会の第1回目を議案審議終了後、委員会を11日、12日、13日、予算・決算全体会の第2回目を19日とし、21日を閉会日といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月21日までの23日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの23日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（橋本正敏君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において4番水町典子議員、18番三角真弓議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第3．議案の上程を行います。

市長より報告6件、議案14件、認定3件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第9号から認定第3号まで計23件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、令和5年第4回の八女市議会定例会を招集いたしましたと

ころ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

八女市においては、平成29年から令和3年まで5年連続で大雨特別警報が発表されるなど、毎年のように集中豪雨に見舞われており、河川氾濫や災害等、市民生活に甚大な被害をもたらしております。市といたしましては、その都度、災害復旧にしっかりと取り組んできたところでございます。

そして、御承知のとおり、本年7月の豪雨においても大雨特別警報が発表され、7月10日に発生した線状降水帯は、河川氾濫等による床上・床下浸水などの被害をはじめ、道路、河川や農業施設など、市内全域に甚大な被害をもたらしました。特に上陽地区では、一時的に集落が孤立するなど、社会生活に甚大な影響を及ぼしました。

市では、豪雨災害の被害状況を調査し全容を把握していく中で、被災者及び被災地域に対して緊急に対応しなければならない事業について補正予算として取りまとめ、7月28日に専決処分をいたしましたので、今定例会で御報告をいたします。市といたしましては、被災された方々の日常が早く戻るよう、国、県と一体となりながら全力で復旧及び被災者支援に取り組んでいるところでございます。

今定例会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました補正予算の専決処分などを含む報告6件、議案14件及び認定3件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

報告第9号、八女市黒木町笠原で発生したグレーチング跳ね上がりによる車両損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和5年6月23日午前8時頃、軽トラックで市道今屋敷・伐落線を走行中、市道に設置しているグレーチングが跳ね上がり、車両底部に挟まり車両を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として109,813円を支払うことで示談が成立し、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

報告第10号 株式会社クリエイトやべの令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和4年度決算書を願ひいたします。

1ページには会社の概況及び業務の概要を記載しております。

2ページには令和4年度に実施しました事業の報告及び庶務事項を記載しております。

3ページの貸借対照表は、令和5年5月31日現在における資産及び負債現在高を記載しているものでございます。資産から負債を差し引いた純資産は49,675,663円で、負債及び純資

産の合計は51,362,236円となっております。

なお、4ページは損益計算書でございます。

次に、別冊2の令和5年度事業計画及び予算書を願いたします。

1ページには各業務における令和5年度の方針を記載しております。

2ページは令和5年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ48,130千円を計上しております。

報告第11号 一般財団法人星のふるさとの令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和4年度決算書を願いたします。

1ページから2ページには、法人の概況及び指定管理業務の概要と令和4年度に実施しました星の文化館事業、茶の文化館事業、星のふるさと公園管理事業その他の事業の状況について記載しております。

3ページの貸借対照表は、令和5年3月31日現在における資産及び負債の現在高について記載をいたしております。資産から負債を差し引いた正味財産は379,381,081円、負債及び正味財産の合計は389,801,888円となっております。

4ページから5ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和5年度事業計画及び予算書を願いたします。

1ページは主な事業計画について記載しております。

2ページは令和5年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ185,726千円を計上しております。

報告第12号 一般財団法人秘境柚の里の令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和4年度決算書を願いたします。

1ページは法人の概況及び指定管理業務の概要と令和4年度に実施しました事業の状況並びに収入状況及び利用者数について記載しております。

2ページの貸借対照表は、令和5年3月31日現在における資産及び負債の現在高について記載しております。資産から負債を差し引いた正味財産は132,776,441円、負債及び正味財産の合計は137,329,715円となっております。

3ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和5年度事業計画及び予算書を願いたします。

1ページは令和5年度の秘境柚の里の管理運営や都市住民との交流促進をはじめとする主な事業計画を記載しております。

2ページは令和5年度の収支予算書であり、経常収益として150,208千円を計上しており

ます。

報告第13号 一般財団法人FM八女の令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について御説明申し上げます。

まず、別冊1の令和4年度決算書をお願いいたします。

1ページから2ページには、法人の概況及び令和4年度にFM八女が実施した事業について記載しております。

3ページから4ページの貸借対照表は、令和5年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の現在高について記載しております。資産から負債を差し引いた正味財産は78,411,361円、負債及び正味財産の合計は88,891,380円となっております。

5ページから6ページは正味財産の変動状況を示した正味財産増減計算書でございます。

次に、別冊2の令和5年度事業計画及び予算書をお願いいたします。

1ページは令和5年度の事業計画として、放送事業及び観光事業について主な事業内容を記載しております。

2ページは令和5年度の収支予算書であり、当期収入・支出予算として、それぞれ59,890千円を計上しております。

報告第14号 令和4年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

別紙1を御覧ください。

表の下段の括弧書きは国が示す早期健全化基準値でございまして、この基準値と比較して本市のそれぞれの比率を御覧ください。

一般会計、矢部診療所特別会計を合わせた普通会計に対する実質赤字比率並びに普通会計に特別会計や公営企業会計を合わせた連結決算に対する連結実質赤字比率については黒字でございまして、ハイフンと表示しております。

次に、実質公債費比率は令和2年度決算から令和4年度決算までの平均数値でございます。普通会計と公営企業会計等を合わせた起債の償還元利金等が標準財政規模等に対してどの程度占めるかによって判断されるもので、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額等を基礎として算定される将来負担額が令和4年度も充当可能財源等を下回ることにより数値が生じないため、ハイフンと表示しております。

今後も健全な財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

別紙2を御覧ください。

この表に示しておりますのは、地方公営企業法に属する会計の資金不足の状況でございます。

令和4年度の決算においては、いずれの会計においても資金不足は生じませんので、ハイフンと表示しております。

議案第69号、令和5年度八女市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について御説明申し上げます。

この補正は、令和5年7月豪雨災害による災害復旧費等が必要となったため、歳入歳出それぞれ964,646千円を追加し、総額は43,819,638千円となります。

なお、この補正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第70号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、スマートフォン、電子計算機等を用いた印鑑登録証明書の交付申請に係る規定を追加するとともに、窓口における個人番号カードによる交付申請に係る規定を追加するため、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第71号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、こども家庭庁の設置による関係法令の一部改正等に伴い、八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例など4本の条例について必要な改正をしようとするものであります。

議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画の変更を行う場合は、県との事前協議、議会の議決を経て、総務大臣等に提出することになっております。

今回、八女市上陽町の尾久保辺地に係る総合整備計画に木浦辺地を加えることに伴い、同計画を変更し、市道上横山東西線の道路改良整備事業を追加することについて市議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 八女市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

過疎地域持続的発展計画の変更を行う場合は、計画全体に及ぼす影響が大きいものについては県との協議、議会の議決を経て総務大臣等に提出することになっております。

今回、農業集落排水事業をこの計画に追加することについて市議会の議決を求めるものでございます。

議案第74号 市道路線の変更について御説明申し上げます。

このたび、市道路線の変更をいたしますのは、その他市道岡山19号線でございます。

この路線につきましては、土地開発事業に伴い路線の起点位置及び延長等を変更するものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第75号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

このたび、市道路線の廃止をいたしますのは、その他市道岡山20号線であり、土地開発事業に伴うものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を配信しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第76号 令和4年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

今回の処分は、未処分利益剰余金の87,584,241円のうち、73,993,880円を資本金へ組み入れ、13,590,361円を減債積立金に積み立てるものでございます。

議案第77号 工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、八女市新庁舎建設工事について、資材価格その他必要経費の上昇及び工事内容の一部追加に伴い、工事請負価格の変更をする必要が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

議案第78号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、八女市新庁舎建設に伴い、庁舎内で使用するデスク及びワゴンを取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

議案第79号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、八女市新庁舎建設に伴い、庁舎内で使用する事務椅子を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

議案第80号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、322,091千円を追加し、総額は44,141,729千円となります。

第2条は債務負担行為の補正で、4ページで説明しておりますとおり、地域包括支援センター業務委託料ほか3件の追加でございます。

第3条は地方債の補正で、5ページで説明しておりますとおり、緊急自然災害防止対策事業及び過疎対策事業の限度額の変更でございます。

歳出のうち、まず、物価高騰対策関連事業の主なものについて御説明いたします。

国・県補助事業といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯補助金の追加分及び保育所等物価高騰対策事業費補助金を計上しております。

また、市の独自施策といたしましては、低所得世帯支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、ひとり親家庭応援金、子育て世帯生活応援金を、酪農家支援として、飼料高騰緊急対策事業費補助金を、また、介護保険指定事業所物価高騰対策支援、公的病院光熱水費等価格高騰対策支援に係る事業費を計上いたしております。

このほか、治水対策事業や見崎校区小中学校校舎等整備事業等に係る経費を計上いたしております。

歳入の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金並びに子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費・事務費補助金等を計上しております。

議案第81号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度特定健診・保健指導等業務委託料の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第82号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、15,207千円を追加し、総額は7,824,914千円となります。

歳出の内容につきましては、前年度の保険給付費の精算に伴う返還金でございます。

また、歳入につきましては、前年度繰越金でございます。

認定第1号 令和4年度八女市各会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度八女市一般会計の当初予算は39,970,000千円でしたが、その後の補正等により最終予算現額は47,117,925,441円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額が44,951,755,674円、歳出総額が42,943,775,536円で、歳入歳出差引額は2,007,980,138円の黒字決算となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から令和5年度へ繰り越すべき財源である444,075,347円を差し引いて1,563,904,791円となっております。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に157,000千円の積立てをいたしております。

黒字決算となった主な理由は、歳入面では市税等が見込みを上回ったこと、歳出面では工事費の執行残や新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小したり見直したことに由来のものでございます。

特別会計につきましては、それぞれ実質収支は黒字となっております。

なお、決算の説明資料として決算に係る主要施策の実績報告書を配信しておりますので、

御参照ください。

認定第2号 令和4年度八女市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度も水道水の安定供給に努めております。

工事の概況としましては、水道未普及地域の配水管布設工事のほか、道路改良工事や下水道工事に伴う配水管の移設工事等を行っております。

業務の概況といたしましては、給水戸数が1万5,986戸、総有収水量が322万4,592立方メートル、給水収益が773,766,050円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は29,661,148円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、水道事業の営業活動に伴う水道料金等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は水道事業収益として994,755,877円の決算額となっております。

支出は水道事業費用として931,076,663円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は資本的収入として639,397,727円の決算額となっております。

支出は資本的支出として937,287,861円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填しております。

以上が水道事業会計決算の概要でございますが、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので、御参照ください。

認定第3号 令和4年度八女市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度も生活排水等の浄化に努めております。

工事の概況としましては、龍ヶ原地区等を中心に下水道整備工事等を行っております。

業務の概況としましては、水洗化人口が1万2,484人、総有収水量が132万599立方メートル、下水道使用料が236,011,859円となっております。

財務の状況として、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益は73,380,553円となりました。

次に、決算の状況でございます。

収益的収入及び支出では、下水道事業の営業活動に伴う下水道使用料等の収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入は下水道事業収益として860,259,608円の決算額となっております。

支出は下水道事業費用として761,034,552円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、施設の整備等に関する収支を計上しております。

収入は資本的収入として735,863,088円の決算額となっております。

支出は資本的支出として1,064,610,640円の決算額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填をしております。

以上が下水道事業会計決算の概要でございますが、財務諸表と附属書類を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

市長の説明は終わりました。

次に、報告第14号及び認定第1号から認定第3号までの審査結果につきまして監査委員の報告を求めます。

○監査委員（木下徳臣君）

決算審査について御報告をいたします。

報告第14号並びに認定第1号、第2号及び第3号の決算に係る審査につきましては、審査に付されました令和4年度八女市各会計歳入歳出決算及び証書類等の審査並びに関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。その結果につきまして御報告をいたします。

まず、報告第14号、令和4年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査の対象であります4つの指標、すなわち、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査を行いました。

審査の結果、八女市健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、かつ計数は正確であると認めました。

審査意見につきましては、令和4年度八女市財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書の中で述べておりますので、御照覧をお願いいたします。

次に、認定第1号、令和4年度八女市各会計歳入歳出決算でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、一般会計及び6件の特別会計の決算について審査をいたしました。

決算におきます歳入の総額は62,741,463,015円でございます。一方、歳出の総額は

60,469,702,295円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1,827,685,373円の黒字となっております。

なお、財政力指数は前年度と同じく0.39ではありますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は昨年より1.5ポイント増加し、91.4%となっております。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類様式の合規性、計数の正確性、歳入歳出予算執行の適法性、財務の執行及び予算の不用額並びに予算の流用等に主眼を置き、定期監査、例月の現金出納検査の結果も参考にいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は地方自治法施行規則に定められた様式により作成され、かつ計数は正確で、関係書類、帳簿、証書などとも符合し、令和4年度における決算は適正に表示されていると認めました。

また、同時に審査に付されました八女市国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、その運用状況について審査をいたしました。

審査の結果、基金の計数は正確で、かつ設置目的に沿って適正に運用されていると認めました。

次に、認定第2号、令和4年度八女市水道事業会計決算並びに認定第3号、令和4年度八女市下水道事業会計決算でございます。

本件は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計の決算書並びに附属書類について審査をいたしました。

審査の結果、決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書のほか、附属書類はいずれも関係法令に従って作成され、かつ計数は正確で、経営成績及び財務状況は適正に表示されていると認めたとところでございます。

以上、認定第1号、第2号及び第3号に係る決算審査の詳細についても、各決算審査意見書に述べておりますので、御照覧お願いいたします。

以上をもちまして決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

監査委員の報告は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は9月4日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 散会